

令和5年3月定例会  
(2023年)

議案書②

3月22日提出

【その他】

市議案第 5 2 号

職員に対する安全配慮義務違反に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

令和 5 年（2023 年）3 月 22 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

- |   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| 1 | 事 件 名              | 職員に対する安全配慮義務違反   |
| 2 | 事 件 発 生 日          | 平成 3 1 年 1 月   |
| 3 | 事 件 発 生 場 所        | 市立豊中病院   |
| 4 | 損 害 賠 償 の<br>相 手 方 | 住 所<br>氏 名<br>生年月日<br><br>住 所<br>氏 名<br>生年月日   |
| 5 | 事 件 の<br>内 容 と 経 過 | 別紙のとおり   |
| 6 | 損 害 賠 償 額          | 市から相手方に対する損害賠償の額を総額<br>120,000,000 円と定める。(損害賠償<br>金のうち、15,000,000 円は豊中市職員<br>公務災害等見舞金支給条例に基づく見舞金とし<br>て支払う。) |

(提案理由)

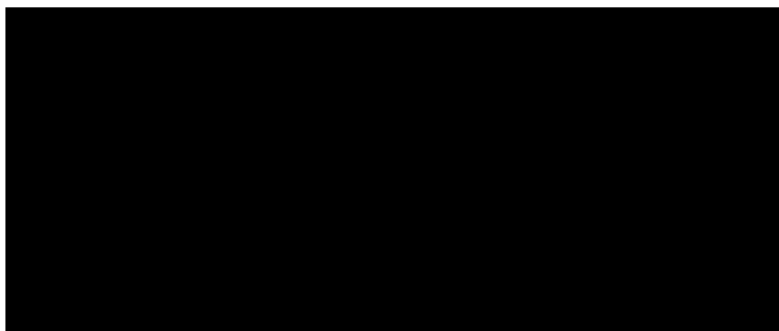
市立豊中病院で発生した事件に対して、令和 5 年 3 月 8 日、裁判所から和解条項案が提示され、職員に対する安全配慮義務に違反し、損害賠償責任を負うものと認め、賠償金を支払う必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により提案するものである。

(別紙)

## 事件の内容と経過

1 相手方 住 所  
氏 名  
生年月日

相手方 住 所  
氏 名  
生年月日



## 2 内容と経過

相手方の子である市立豊中病院に勤務していた医師が、平成31年(2019年)1月に心停止により死亡しました。

死亡前の平成30年(2018年)8月には、同医師の担当患者が増加し、時間外勤務は、1か月200時間を超えるような状況にありました。

相手方は、労働基準監督署に対し、同医師の死亡にかかる労働者災害補償保険を申請し、令和3年(2021年)、業務起因性があるとして労働災害と認定され、令和4年(2022年)2月、市立豊中病院に対し、損害額1億4,165万4,000円の損害賠償義務の履行を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。

これを受けた7回にわたる期日を経て、裁判所から、令和5年(2023年)3月8日、早期解決に向けた和解条項案が提示され、同医師に対する安全配慮義務に違反し、同医師の死亡に対する損害賠償責任を負うものと認め、和解を成立させようとするものです。